

協力会社の皆様へ

岳南建設(株)「送電工支援運動」のあらまし

運動の主旨

近年、全国大の送電線工事量は、年間の鉄塔工事で1,700基、電線工事は1,400km程度が計画されています。更には、連系線設備の増強や老朽化設備の本格的な更新工事を踏まえると、現状の送電工さんの人員力を超える施工量が想定され、施工力の強化が大きな課題であります。

当社では、このほど“施工力の強化策”の第1段として、資格取得の特別推奨運動を実施し、「協力会社に所属する社員」の方々に対して多くの資格取得にチャレンジしていただきたいと思っております。協力会社内の社員研修推進活動と同じくして、「資格取得支援運動」として、岳南建設(株)が平成27年7月1日からスタートさせました。実施期間は、平成28年6月30日までの1年間とします。

この「資格取得支援運動」は、岳南建設(株)の指名とは関係なく、協力会社に所属する社員の方であれば、すべての方々に適用されます。この運動の概略を下記に示しました。(詳細は当社各支店に照会してください)

※平成30年6月30日まで延長となりました。

給付対象

「協力会社に所属する社員」の方で、一定の条件を満たす者が、岳南建設(株)の指定する各種資格を取得した場合、協力会社の申請により報奨金を給付します。

一定の条件を満たす者

岳南建設(株)の協力会社に所属し、社会保険(健康・厚生年金・雇用)に加入されている方(加入予定者も含む)が対象になります。

指定資格

給付対象となる各種資格は、別表に定める「取得推奨資格」で確認できます。(詳細は当社各支店に照会してください)。また、岳南建設(株)のホームページでも確認することができます。

給付申請手続き

給付申請は、資格を取得してから速やかに所属する(専属度の高い)支店に申請します。

必要書類

1. 給付金申請書(各支店で入手)

確認書類

1. 修了証明書の写し
(取得終了後に各対象機関が発行)
2. 社会保険証書の写し
(健康・厚生年金・雇用)

報奨金

当社が定めた資格を取得した場合、資格種別に応じた報奨金を給付します。

資格取得支援運動のご案内（概要）

この運動の目的は、協力会社（施工班）送電工員確保の足がかりとすべく、施工力向上に必要となる“送電線建設に必要な資格”の取得を推奨するものです。

別表「取得推奨資格」の資格取得について、岳南建設株が積極的に支援します。

<資格取得に関する支援等の項目>

(1) 報奨金の給付

「取得推奨資格<別表1. 2>」に定める。

《報奨金》

- ①岳南建設株が推奨する資格及び報奨金額は、別表「取得推奨資格」による。
- ②費用の申請は、資格取得後、1ヶ月以内に「資格取得者届」により申請する。
- ③別表に記載のない資格で、報奨資格に準じるものは、別途協議して決定する。
- ④別表中、既取得資格において、当該能力向上講習・教育を再受講した者に対しても適用する。

《資格取得の取り扱い》

- ①申請は、「給付金申請書（資格取得者届）」に記入し、資格を取得した各種証明書の写しを添付して、所属支店を経由して電力本部に提出する。
- ②資格取得の取り扱いは回数を制限しない。

《その他》

- ①実施期間は、平成27年7月1日からの1年間とする。但し、既取得者は、平成27年4月に遡り申請することができる。

以上

取得推奨資格

平成27年7月1日

資格名称		報奨金額 (円)
No.	労働安全衛生規則第36条で定められた特別教育	
1	自由研削用といしの取替え等の業務に係る特別教育	
2	アーク溶接等の業務に係る特別教育	
3	伐木等の業務に係る特別教育（胸高直径70cm以上の立ち木の伐木、胸高20cm以上で、かつ重心が著しく偏している立ち木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20cm以上であるもの）	
4	伐木等の業務に係る特別教育（チェーンソーを用いて胸高直径70cm未満の立ち木の伐木、かかり木でかかっている木の胸高直径が20cm未満であるもの）	
5	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込と掘削用）の運転業務に係る特別教育（機体重量3t未満）	
6	小型車両系建設機械（基礎工事用）の運転の業務に係る特別教育（機体重量3t未満）	
7	小型車両系建設機械（解体用）の運転の業務に係る特別教育（機体重量3t未満）	
8	基礎工事用建設機械の運転の業務に係る特別教育（非自走式のみ）	
9	車両系建設機械（基礎工事用）の作業装置の操作の業務に係る特別教育	15,000
10	高所作業車の運転の業務に係る特別教育（作業床の高さが10m未満のもの）	
11	巻上げ機の運転の業務に係る特別教育	
12	玉掛けの業務に係る特別教育（つり上げ荷重1t未満のクレーン等にかかわる作業）	
13	酸素欠乏危険作業の業務に係る特別教育	
14	電気取扱の業務に係る特別教育（高圧又は特別高圧）	
15	電路の敷設等の業務に係る特別教育（低圧）	
16	第一種酸素欠乏危険作業の業務に係る特別教育（酸素）	
17	第二種酸素欠乏危険作業の業務に係る特別教育（酸素及び硫化水素）	
18	粉じん作業に係る特別教育	
19	軌道装置の動力車の運転の業務に係る特別教育	
20	クレーンの運転の業務に係る特別教育（つり上げ荷重0.5t以上5t未満）	
21	移動式クレーンの運転の業務に係る特別教育（つり上げ荷重0.5t以上1t未満）	
22	デリックの運転の業務に係る特別教育（つり上げ荷重0.5t以上1t未満のクレーン等に係る作業）	

資格名称		報奨金額 (円)
No.	厚生労働省からの通達で定められた安全衛生教育：特別教育に準じる	
23	刈払機取扱作業安全衛生教育	15,000
24	チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育	
25	車両系建設機械（基礎工事用）安全衛生教育	
26	車両系建設機械（整地、運搬、積込、掘削用）安全衛生教育	
27	振動工具（チェーンソー以外）取扱い作業安全衛生教育	
28	職長・安全衛生者教育	25,000

資格名称		報奨金額 (円)
No.	法令に基づく各種技能講習	
29	車両系建設機械（基礎工事用・解体用）	15,000
30	足場の組立等作業主任者技能講習	25,000
31	型わく支保工組立等作業主任者技能講習	
32	はい作業主任者技能講習	
33	有機溶剤作業主任者技能講習	
34	ガス溶接技能講習	
35	不整地運搬車運転技能講習	
36	建築物等の鉄骨の組立等作業主任者技能講習	
37	小型車両系建設機械（3t以上、整地・運搬・積込用及び掘削用）の運転技能講習	
38	高所作業車運転技能講習（作業床10m以上）	
39	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	
40	酸素欠乏、硫化水素危険作業主任者技能講習	35,000
41	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	
42	玉掛け技能講習	
43	小型移動式クレーン運転技能講習（つり上げ荷重1t以上5t未満）	

資格名称		報奨金額 (円)
送電線建設技術研究会 本部資格		
44	送研作業班長資格（基礎・組立・架線）	15,000

報奨金申請書（資格取得者届）

平成 年 月 日

岳南建設株式会社 殿

所属支店名：

（申請者）協力会社名

印

「資格取得支援運動」にもとづき、下記の通り資格を取得しましたので届けます。

氏名	資格名称	取得日	取得資格証番号	別表No.	奨励金額 (支店記入欄)
				No.	¥
				No.	¥
				No.	¥
				No.	¥
				No.	¥
				No.	¥
				No.	¥
				No.	¥
				No.	¥
				No.	¥
				No.	¥
				No.	¥

上記資格取得者については社会保険に加入していることに相違ございません。

氏名

印

電力本部長	支店長